

## 消毒用アルコールの取扱いについて

新型コロナウイルスの発生に伴い、消毒用アルコールを使用する機会が増えていきます。消毒用アルコールは引火しやすく、取扱いを誤ると、火災等を引き起こすおそれがあるため、次のことに注意して取り扱ってください。

### ★ 火気の近くでは使用しないようにしましょう

消毒用アルコールは、蒸発しやすく、可燃性蒸気となるため、**火源があると引火するおそれがあります。**

消毒用アルコールを使用する際は、火気の使用はやめましょう。



### ★ 詰替えを行う場所では換気を行いましょ

消毒用アルコールの詰替えを行う際に、可燃性蒸気が発生するおそれがあり、低所に滞留しやすい性質があります。

詰替えを行う場所は、**通気性の良い場所**を選び、可燃性蒸気を滞留させないようにしましょう。



### ★ 直接日光が当たる場所に保管することはやめましょ

消毒用アルコールを直接日光の当たる場所に保管すると、熱せられることで、可燃性蒸気が発生します。

**保管場所は、直接日光が当たる場所を避けましょ。**



#### 【貯蔵・取扱いをする場合の注意事項】

消毒用アルコールは消防法に定める危険物第四類アルコール類に該当し、貯蔵及び取り扱う量によっては、消防法や火災予防条例の規制を受ける場合があります。

80ℓ以上の貯蔵及び取扱いをする場合は、届出や許可(400ℓ以上の場合)が必要となるため、事前に消防本部へお問い合わせください。

☆お問い合わせ：新見市消防本部予防課 TEL(0867)-72-2119